

○【事務局】

ただいまから水資源機構営利根中央用水事業に係る事後評価第2回第三者委員会を開催させていただきます。

先日、現地調査及び委員会で事後評価結果（案）を説明させていただきました。各委員の方々からご指摘をいただいたところがございます。本日は、事務局で修正させていただきました事後評価結果（案）についてご審議いただき、第三者委員会の意見を取りまとめさせていただくこととしております。

本日出席いただいております第三者委員、事後評価委員の方々のご紹介は、名簿をご用意させていただきましたので、割愛させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、事後評価委員会の委員長よりごあいさつ申し上げます。

○【事後評価委員】

前回は現地調査を欠席いたしまして申しわけございませんでした。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

聞き及びますところによりますと、現地調査で非常に活発な意見をいただきまして、本日このような形でご意見を資料にまとめさせていただきましたけれども、まださらなる建設的な意見がいただければ、よりよい事後評価結果等になりますので、その点よろしく願いいたします。

ご存じのように、この委員会は政策評価法に基づきまして開催されておまして、その結果を今後の水資源機構の業務に反映させていくということが目的でございますので、皆様の意見を我々十分に酌み取って、今後の業務、よりよい業務に生かすことかできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○【事務局】

先ほど出席者のご紹介で名簿でということだったのですが、本日所用によりまして第三者委員1名が欠席しておりますので、改めましてこの場で報告させていただきます。

では、本日の議題に入ります前に、資料の確認をお願いできればと思います。お手元に配布資料リストがありますが、この順番で資料の1、事後評価結果（案）ということで、7ページぐらいのものがあるかと思いますが、それと資料の2ということで、費用対効果分析の算定結果、これが2枚紙でございます。それから、参考1といたしまして、関係団体からの意見聴取の結果リストとして、3枚ぐらいの紙があるかと思いますが、参考2といたしまして、1枚紙で第三者委員会における指摘と対応方針、参考3といたしまして、事後評価結果（案）を見え消しにしてある資料、参考

4 といたしまして、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についての説明資料ということ  
で1枚紙、参考5 といたしまして事後評価基礎資料、参考6 といたしまして前回は行いました委員会  
の議事録をつけさせていただいております。資料に不足等ございませんか。

(発言する人なし)

○【事務局】

それでは議事に移らせていただきたいと思います。

進行につきましては、委員長にお願いいたします。

○【第三者委員】

それでは、第2回ということで、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、第1の議題は事後評価結果の取りまとめについてということですが、前回の委員会におき  
まして各委員からいただいたご指摘を踏まえて、事後評価結果(案)を修正した箇所について説明  
していただきまして、その後、補足の説明がありましたらお願いしたいと思います。

あわせて関係団体からの意見聴取の結果についても、続けてご説明をいただきます。質疑応答に  
つきましては、すべて説明が終わってからまとめて実施するというようにさせていただきたいと思  
います。

それでは、説明をよろしくお願いいたします。

○【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

(資料をもとに事後評価結果(案)を説明)

○【事務局】

続きまして、意見聴取結果について説明させていただきます。

(資料をもとに関係団体意見聴取結果を説明)

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

修正内容が全体にわたっておりますので、一つ一つというわけにもいかないのですが、とりあえ

ず今のご説明に対しまして、どんなことからでも結構ですから、ご意見を各委員からいただけたらと思います。

○【事務局】

委員長、よろしいでしょうか。

○【第三者委員】

少し何か説明がございますか。

○【事務局】

事務局から、1点だけご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

本日、第三者委員1名がご欠席されておりますが、事前に事後評価結果に対してご意見をいただいております。その点につきまして事務局から2点ほどご報告させていただきます。

まず、2ページ目の地域農業の動向の部分でございます。委員へご提示させていただいた文章におきましては、赤字で、「一方で埼玉県の実策として」という文章がございますが、そこに「経営規模の拡大や担い手育成などが重点的に取り組まれており」という文章が続いております。ここを事務局では、「重点的に取り組まれていることによって」と「経営規模5ヘクタール以上の農家数や」へつなげていたのですが、文章が言葉足らずだとして、ご覧になっている文章を挿入するようにとご意見をいただきましたので、事前に修正した形でご提示させていただきました。

それから、もう一点が7ページの総合評価の中段の部分でございますが、赤字で「図られている。こうした農業用水の安定供給に加えて」というパラグラフがありますが、その中段から下に、当初は「農家戸数の減少や高齢化が見られる中でも農業経営の安定した結果が、大消費地近郊の優良農地の保全に貢献している」と記述していたのですが、これが確実に経営規模の拡大や担い手の育成をした結果がすべてと言い切れないので、「安定する傾向にあり」という表現に直したらどうかというご意見をいただきました。本来ですと皆さんと同じ資料でご説明するところですが、事前にご意見いただき、修正した形で提出させていただきました。

事務局よりご報告差し上げました。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

ただいまのお話は、本日ご欠席されている第三社委員から既に意見をいただき、その結果をここに提示している原案に反映しているということですね。

○【事務局】

はい、そうです。

○【第三者委員】

わかりました。

それでは、各委員から何かご意見があれば。特に発言内容に対して適切に反映しているかどうかという点で、いかがでしょうか。

1つ気になったのは、近郊農業を強調しているのですが、近郊農業の本質的なものが余り書いていなくて、水循環や環境的な事項などについて触れているだけなので、近郊農業の本質的なところを少し記述したらいかがかと思います。

○【事務局】

1ページの社会情勢の項目に「近郊農業の特色を生かし」という表現を書かせていただいたのですが、これでは特徴をうまく捉えていないというご指摘ですね。

○【第三者委員】

「生かし」の後に、「農産物直売所や農業体験などを通して」という記載になっていますが、近郊農業の生産地として特色を生かしてやるのが、この農産物直売所や農業体験なのか、ということです。

○【事務局】

特色をもう少し書いた方がよいということですね。

○【第三者委員】

中身ですね。つまり、都市近郊にあるから農業としてどうなのか。近郊農業の本体として何らかの特性があって、それを生かしてこの地域の農業があるのだと思うのですが、それに加えて農産物直売所ということになるのではないかと思うのです。内容については委員から農業経済の専門家としてご教示をいただいた方がいいかもしれません。

○【第三者委員】

事後評価結果全体的な意見でよろしいですか。

7ページのまとめで、文章として、「隣接した都市近郊型農業地域として」だけでは都市近郊農業の重要性を説明が足りないと思います。「今日では、生鮮野菜の出荷量が多いなど首都圏にあっ

て大消費地に隣接した都市近郊農業の役割を担っているだけではなく、」といったように、まず農業の役割をしっかりと述べた方がいいと思います。

それから、「新田開発」という言葉は、享保以降の開発を言いますので、ここは「水田開発」にした方がいいと思います。

それから前に戻って、1頁の社会情勢の事項では、「利根川東遷や荒川西遷を経て育まれた肥沃な土壌や河川を生かして、古くは江戸時代に開設された」という表現がありますが、時間軸が前後している。「古くは利根川・荒川水系の氾濫原にあって、江戸初期からの利根川東遷・荒川西遷事業と平行して進められた長大な用水路整備により開発された一大水田農業地帯である。」といった感じでしょうか。

#### ○【第三者委員】

都市近郊農業に関連すれば、最近によくいわれる地産地消の実現は大切な都市近郊農業の発展の方向ではないか。都市住民がいて、近くに大きな農業地帯がある。それがつながるということは、地産地消、フードマイレージ、あるいは顔の見える関係からしても大切で、従来言われてきた都市近郊農業と違ってきたところです。また、今回の事業成果の中では捉えていないが、これはこの地域で関東農政局で調査されたと思うのですが、水田に水を張ることによって水田表面の温度が下がり、ヒートアイランド現象を抑えていることを明らかにしており、多面的機能もあるのです。今まで捉えてきた都市近郊農業よりもっと積極的評価が必要で、この事業もそれに非常に貢献されているのではないかなと思います。

地産地消をどこかに記述してほしいのですが、本地域はまさに大きな地産地消になると思います。米もキュウリにしてもエダマメにしても、利根川流域の肥沃な土壌から生産されていて、とてもおいしいですよ。

#### ○【第三者委員】

今のご意見につきまして評価書に表現していただきたいと思います。大消費地の近郊で生産されるので、遠くまで運ぶ必要がなく消費することができることが非常に大きいと思うのです。

#### ○【第三者委員】

事後評価結果の取りまとめにかかり各団体からいろんな意見が出され、農業用水の安定供給については共通的に非常に効果があったという評価ですが、維持管理費のコスト縮減要望が多くの団体から意見が出ていますね。事後評価結果(案)には、費用は削減され、施設の補修費などは大幅に減ったと書いてあるのにもかかわらずそう言われていることをどう考えたらいいのか。

あと、維持管理費が課題になっているとの指摘だけ読んだだけでは国民はどういうことかわから

ないと思います。どういうケース、どのようなことが効果になっているのか。あるいはどれだけ事業費がかさみ、それは事業時に予想したものなのか、そうでないのか説明するべきです。

○【事務局】

関係団体の意見ですが、素直なお話をすれば、管理負担をしている団体に聞き取りをしており、ほとんどが地方公共団体になりますので、今の財政の社会情勢から考えると、当事者としてやはり安くしてほしいという意見をしたいという気持ちが半分以上あるというのが素直な見方かもしれません。

○【事務局】

土地改良区は、やはり今米価が低迷している中で賦課金は変えられないため改良区自体が少しでもコスト縮減をするために、維持管理費も下げられないかとの意向が我々施設管理者に意見が上げられていると考えます。あと、県等の部局も当然県の財政、市町村の財政も厳しいため、維持管理費を下げたいということで意見しており、現在の維持管理費が余り下がっていないという指摘ではないと理解しています。

○【第三者委員】

維持管理費が下がっていないということではなくても、常にユーザーは下げろと言うのは当然の立場ですが、それに対しては基本的にはこたえていかなければいけないと思います。ただ、維持管理費のコスト削減だけを考えると、例えば監視活動がうまくいかなくなると維持管理費を節約することによって、かえって問題が出てくるという可能性もありますから、下げてくれという要請に対しては正面から受けとめる態度で対応したほうがよろしいと思います。

事後評価結果（案）にも維持管理費の削減という記載がありましたよね。

○【事務局】

事後評価結果（案）の「事業の発現状況」の項目に施設の補修費が大幅に減り維持管理費が削減できたと記述しています。今まで老朽化した施設等の維持管理費がかかっていましたが、コスト削減できた事実を記述しています。

一方で、事後評価結果（案）の「今後の課題」ではライフサイクルコストの縮減の観点も踏まえて維持管理を行っていくと記述しています日常の管理費等について留意しながら維持管理を行っていくということです。

○【第三者委員】

最近、原油の価格が高くなり、いろいろな資材費も高騰していますが、そういった要因は中長期的に考えて、この維持管理費のコストの増嵩というところにかかってくるものですか。その関係がよくわからないので、質問します。

○【事務局】

本地区は、基本的に自然流下、自然エネルギーで水を流せる状態ですので、維持管理コストは基本的に変わりませんが、今、我々が管理している施設の中にはポンプ場を使っている施設があり、電気代が毎年度上がっていくため、将来を見越して予算確保しております。本事業地区では今のところそういった傾向ではないですが、今後、ポンプがかりは増加する傾向と考えます。

○【第三者委員】

その補修や更新事業をする上で資材の高騰の影響は考えられますか。

○【事務局】

中長期的には考えられます。機械等施設というのは、鉄鋼など多く使う機械施設等は比較的耐用年数が長いので塗装などしながら管理するので大幅な影響はないと思います。寿命が短い電気通信施設などは、10年や15年で更新がありますが、それほど鉄は使っていないと思います。

○【事務局】

大規模な更新事業をすればコンクリートが上がったとか鋼材が上がったとかということがあるのですが、管理事業として保守点検、維持管理がメインですから、資機材をたくさん使う工事が少ないので影響はあまりないと考えます。ただ、利根川左岸がポンプがかりであり電気代がかかりますので影響はあります。機構は幹線水路を担当し、改良区はポンプなど末端施設を管理していますので、改良区に負担が高い部分もあると思っています。利根中央用水地区ではありませんが、利根導水施設の管理費は平成11年から38%経費を縮減しております。それなりに努力をし、削減できるものは削減し、使えるものはできるだけ使っていこうとしていますが、ユーザーから見れば、前年度の管理費に対して幾ら下がったかに関心が高く、これはゼロにならない限りは努力してくれと言われると思います。我々も安定して水を送水できる限界レベルはどこが妥当なのかについて説明責任はあると思いますが、それなりに頑張っているところではあります。

○【第三者委員】

最近、物価上昇の傾向があるものから、この事後評価結果（案）の中にも入れるべきかどうか確認したくて質問させていただきましたが、今のご説明ならば、特段入れる必要はないのではな

いと思いました。

ただし食料価格の高騰は、この後も続くということもあるので、先ほど地産地消などのお話もありましたが、それぞれの地域での自給率の向上に対する貢献は今後もずっと考えていかなければいけないと思います。大きな農業地帯として維持し、今後も貢献し続けるということは意識したいと思っています。事後評価結果に書くべきかどうかは別の問題ですが気になったところです。

#### ○【第三者委員】

ここは水田地帯ですが、かつては米麦二毛作地帯でした。それが米単作化してきていますが、最近、農水省では食料自給率向上を議論している中で水田二毛作も考えているような動きもあります。あの一帯の農業を米だけでとらえるてはいけないと思うのです。食料危機が叫ばれる中で、やはり二毛作も含めて考えていく必要があるし、水田からキュウリなどに移ったから高度化したという見方は必ずしも十分ではない。水利基盤も大事なのですが、水田を最大限使っていくことも視野に入れていただきたい。

羽生領島中領用排水路土地改良区の意見を読むと、前段は施設の老朽化がよくなった、次に中段で、地域農業用水の安定供給を図っていると書いてある。後段では、農業情勢が厳しい中で、優良農地等の放棄も年々増加しつつある傾向があり、後継者不足も深刻という下りがある。その上で、水資源機構に経費の節減努力をお願いしたいと言っているが、こういう状況の中で、これは多分受益地が減って賦課金が減ることなのかともわかりませんが、土地改良区は優良農地の放棄を傍観しているように思えてならないのです。

一般の人たちは事業投資の費用対効果は農業用水や周辺の水田農業の発展と一体的に見ると思います土地改良区の皆さん、あるいは市町村もそうですが、農業用水しか見ないですね。一般の国民はもっと全体的を見ている。つまり、優良農地を守り、農業用水をちゃんと整備して利用していくということが同じ視野に入らなければいけないと思うのです。土地改良区に農業振興でもっと期待したいのですが。

#### ○【第三者委員】

5頁の事業効果の発現状況では、「農地転用による農地の減少に対して、必要水量を減少させるため、」とありますが、それでは必要水量を減少させ、都市用水への転換を優先したようによみとれます。当地域は農地転用されても本来水が流れている地帯で農地が減ったから水が不用になるということではないが、それでも水田面積を勘案して節水した結果、余剰水を生み出したといったニュアンスがほしい。「農地転用による農地の減少に対しても、適正な断面に改修して農業用水の合理化（節水）を図った結果、余剰水が発生し、3.811m<sup>3</sup>/sの水を～」としては。



○【事務局】

趣旨は、農地は減少するが、必要水量は基本的に何も変わらないということですね。

○【第三者委員】

はい。

その合理化事業によって効果が発現したということです。

○【事務局】

そうですね。わかりました。

羽生領島中領土地改良区の件ですが、土地改良区もかなり農地の保全には危惧されており、今まで農業用水だけを管理していればいいところから一歩進んで、地域水田農業ビジョン策定の際に主にJAや市町村でディスカッションするのですが、本来呼ばれていない、土地改良区も自ら働きかけて、地域の農業に関与できるように取り組んでいますので、改良区も農業用水だけでなく農業全体を見ようという姿勢でやられていると思います。

○【第三者委員】

そうですね、実際手子林地区では立派な農業経営があったし、そういうことは感じたのですが、全体的に事業によって非常に営農効果が出ているということですから、土地改良区が優良農地を守る立場にいてもらわなければ、本当に困ると思います。

事後評価結果（案）の最後の総合評価で、「農家戸数の減少や高齢化が見られる中でも農業経営が安定する傾向にあり、大消費地での優良農地の保全に貢献している」と記述していますが、第1回でも議論させてもらいましたが、優良農地が減っている現象がある。また、今後の課題とした中では「事業完了以降に受益面積の減少が見られるが、ほぼ計画どおりの取水が行われていることから、水利用実態を現地調査等によって把握、農業用水のさらなる合理化を検討していく」と書いてある。農地減少に対して意志表示しているわけです。一方で、総合評価の中で、優良農地を守っていますと書いています。これは矛盾する。やはり埼玉県、群馬県も入っていますが、都市化の圧力が依然として強い地域であり、優良農地を守っていくという一言を入れたほうがいいと思います。優良農地の放棄は減反政策などいろんな政策が絡んでいる危機感だと思いますが。

総合評価で、「水循環により地下水が涵養され、落ち水は河川の水源になるなど」という認識はやはり葛西用水を含めて、あそこの用水は水を反復利用したところが特長で、水資源を有効に使っていたということから含めてもこういう位置づけは非常に良いと思います。

それから、総合評価の後段の赤字修文で冬期通水について積極的に書いていただいていたと思います。若干記述内容の指摘させていただきたいのですが「地域住民と一体となった農地・水

・環境保全向上対策や、冬期通水による多面的機能の発揮を通じて」とありますが、多面的機能の発揮というのは冬期通水によって発揮することだけではなく、それは全体の中の一部でしかありません。つまり、夏期かんがい期に水田農業のために各用水に水が流れてそこで米が作られたりする、そこに多面的機能あり、かつ冬期通水によっても多面的機能が発揮できる、という意味合いの文章に変えていただきたいのです。全体として多面的機能を生かしていると思いますし、そうしなければならないと思います。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

○【第三者委員】

維持管理に関して蒸し返す質問をして申し訳ないのですが、改めてこの参考1の資料に目を通してみますと、農業用水の安定供給につながる施設の適正な管理を実施することを要望する団体が非常に多いと感じました。これは一体何を念頭に置いておっしゃっているのか確認させていただきたいのですが、このような意見が出ていることは、4の(3)の意見聴取結果で書いていただいているので、事後評価結果(案)は結構だと思うのですが、どこが一番気にされているのかを教えてくださいました。維持管理費の軽減に対する意見は、確かに米価も下がってきておりますし、少しでも水利費を下げてもらいたいという意見があるというのは予想できます。

○【事務局】

今、委員が言っていたのは、何を想定して維持管理の軽減を言われているのかをもう少し明確に説明してほしいということですね。

○【第三者委員】

用水の安定供給を要望することは用水が安定的に供給されていないケースがあるということになるわけですが、利根川水系地域の問題として2つあると思うのです。1つは、代かき期に集中して水が欲しいけれども、どうしても水量に制約があるから好きなときに好きなだけ取ることができない。もう一つは、利根川水系の一律節水があります。どういうことが起こっているかということだと思う。この2つのケース以外には、安定供給の問題はないと思うのですが、この2つの課題について現地で管理されている立場からご説明いただけないかと思います。

○【事務局】

安定供給といった面言えば取水の集中化と時間的な集中による制約があります。朝一斉に皆さ

ん取り口をあけて、日中は逆に管理せずに、また夕方終わり際に取り口の管理をしたり、土日や連休に集中して管理します。品種もコシヒカリが売れるため、コシヒカリに集中することによって定期的に5月上旬に集中して取水する、特にパイプライン系では集中によって、番水しないと水が行き渡らないことが安定供給されていないケースとなります。特に南の地域でそういう傾向にあるようです。受益地の南にあたる三郷市や吉川市から安定供給の意見が出されております。

維持管理費の軽減も両県につきましては更新費用を特別経費要求を実施して対応しますので、特に利根中央用水地区に限らず、埼玉合口二期地区である見沼代用水も更新時期が来ていることもありライフサイクルコストの縮減と、更新費用等を低減させていただきたいと書かれています。市町村が書かれているのは、やはり水利費に対する市町村の補助を想定されて書かれていると思います。

#### ○【第三者委員】

つまりOMで言うと、OもMも、オペレーションもメンテナンスも両方問題があるのですね。それから「今後も安定した供給がなされるように、適正な維持管理をお願いします」という書きぶりなので、とりあえず問題はないが、潜在的に不安定な供給になる可能性があるため備えをしておいてくださいと読んだほうがいいという気もするのです。その辺の認識を機構として持っておいていただいたほうが、せっかく事後評価のチャンスに地元から意見が出てきたわけですから、それを反映して今後の運営に生かしていただきたいと思っております。

#### ○【事後評価委員】

この羽生領島中領用排水路土地改良区の話聞いたことがあるのですが、この地帯一帯は排水の不良地域でございまして、かなりいろいろな小さい排水路がたくさんあるのですね。当然そこはだれが所有して管理しているかというと、土地改良区が管理している。それを、全部彼らが管理費を出さなければいけない。当然その市町村からも補助金があるところもありますけれども、排水路の管理が土地改良区の経営を圧迫している。ということは、必ずしも利水のほうではないのですけれども、全体的にこの地区は排水でお金を使っているということも1つあるのかなというように思っております。

#### ○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

取水制限が起こったとき管理の水配分の問題について何かご説明あればお願いします。

#### ○【事務局】

利根中央用水施設の管理移行以降、目立った湧水が起こっておりません。昭和43年に利根大堰が

できてから試験通水として最大取水量を守った取水を続けてきたのですが、平成13年に水利権が法定化され、合理化事業により水を減らさなければならないということになり平成13年に渇水が一時期ありました。上・下流の土地改良区、利根川左岸側は3土地改良区ありますが、ソフトでは土地改良区間の水融通といいますが、ピークをずらしていただいたり、ハード的にも水利施設が改善されて、安定して水が取れるようになったため、平成13年の渇水するときには問題は起きなかったということはありません。今後もう少し深刻な渇水があった場合には、ソフトでも対応しないとイケないと考えています。

○【第三者委員】

委員、よろしいでしょうか。

○【第三者委員】

はい。

○【第三者委員】

私からちょっと2点、基本的には1点かもしれませんが、この事業評価は機構事業についての評価なのですが、実は先ほど来問題になっています、例えば地域農業の発展へ取組などすべてこの機構だけができることではないですね。ほかの組織など専門分野と共同して初めてできることです。それからもう一つ、水だけに限っても、これは基幹部分だけの事業ですから、末端に国営事業や県営事業があって、そこと一体となって初めて効果が発揮できるわけです。その点をもう一回明確に意識しながら、この文章を見ていただけないでしょうかというのがお願いです。

具体的には、例えば5ページの真ん中からちょっと下、赤書きの「併せて」というところの1つ前ですが、「本地区での効率的かつ安定的な農業経営に貢献している」となっていますね。農業経営に直接的に貢献しているのではなく少なくとも農業経営の実現に間接的に貢献していると思うのです。あるいは、その実現のための基盤条件の確保に貢献しているわけですね。

それから、その上にある4.事業効果の発現状況も、「農地転用による農地の減少に伴い、必要水量が減少し、適正な断面に改修して農業用水合理化を図った結果」とありますが、この書き方は農業用水の合理化は適正な断面に改修したことだけになってしまうので「適正な断面に改修するなどし、末端の他の関連事業と相まって」というようなことが入ってくる必要があると思うのです。

基本的には、この事業は基盤をつくったところに重要なポイントがあるということだと思います。ただ、実際には管理事業もありますから、先ほど来から問題になってます用水需要の変化に対して管理段階で適切に対応していくことが必要になってくると思います。基本的な施設そのものはつくってしまっているため、施設と管理の仕分けをしながらもう一度見直していただくといい表現にな

るのではないかと思います。

○【事務局】

それでは、よろしいですか。今一通りご意見をいただいた中身を復唱させていただきます。

まず、一番最初の社会情勢の変化で、「東遷、西遷を経て」の記述は、「そういう事業もあわせて」という表現に直したほうがいいという意見。

それから、今委員長がまとめていただいた事業効果の発現状況のところは、断面を縮小した、改修しただけではなく、「末端の関連事業とも相まって」ときちんと明確に記述する。

それから、「安定的な農業経営に貢献している」は、「農業基盤をつくり、実現に貢献している」という趣旨に訂正する。

それから、総合評価では、「冬期通水による多面的機能の発揮を通じて」ありますが、冬期通水に限定したものでないためふさわしい言葉にするよう事業評価結果に対するご意見でよろしいですか。

○【事後評価委員】

地産地消をしたとか、自給率を向上させるとか、いろいろありますよね。あと委員長のおっしゃったように、国、県で、地方公共団体でどうこの地区を維持していくかと。農業政策全体としてどうするかということをやはり書き込まなければいけないので、ちょっとかなり書き込むところがたくさんありますので、この場でどう書き込むかということはちょっと答えられないかなというように思っております。

○【第三者委員】

そうですね、この席上ですべて文章を確定することは不可能だと思いますので、これにつきましては事務局と委員長が相談の上、最終案をつくらせていただき、その後皆さんにご確認いただくということにさせていただきますでしょうか。

大体よろしいかなと思うのですが、いかがでしょうか。何かもう一言、言っておきたいということがあればお願いします。

○【第三者委員】

これは言わずもがなですが、参考2の一番最後の費用対効果の計測の仕方について、現在のマニュアルでは測定できなかったということに関しては、私はこれで結構ですが、是非これからも同様の問題がでてくるかと思しますので、本省でご研究を続けていただければと思っております。

○【事後評価委員】

これも本省等につないで検討すると言っていましたので、そのとおりにいたします。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

それでは、事業評価結果につきましては、きょうの議論を踏まえて取りまとめるということにさせていただきます。

それでは、次に2つ目の議事として第三者委員会の意見ということですが、これから、我々第三者委員会の委員の意見を取りまとめるということになるわけですが、1からつくるのは無理なので、私の方でたたき台を用意させていただきました。それで、事務局に既にお送りしてますので、お配りいただけますでしょうか。

(資料配付)

○【第三者委員】

これにつきましては、事前にいただいております第三者委員のご意見も反映させていただきました。お手元のたたき台をご確認いただきたいと思いますが、最終意見を事務局から読み上げていただきたいと思います。

○【事務局】

それでは、私からよろしいでしょうか。

(配布した資料を読み上げ)

本事業は、関連事業と一体的に、江戸期以来地域農業の基盤として機能してきた葛西用水受益地域がスプロール的に都市化した結果、潜在的に余剰化した水資源について、農業水利施設の改善・合理化を通じて都市用水への転用を実現するものであり、本事業はその基幹用水部分を実施したものである。

本事業の結果、農業用水の適切な管理が実現し、農業用水利用に支障を生じさせることなく水道用水への転用が実現していることは、水資源の有効利用の観点から、その主目的を十分に果たしていると評価される。

また、本事業によって旧来の農業用水路を必要水量に見合った適正な断面へ改修し、近代的な水利施設、機器等の導入を計ることによって、水路の最末端まで確実な送水が可能となり、農地への

安定的な水供給を可能にした。

このことは、将来にわたる本地域の農業生産活動の基盤条件を用意するものであり、すでに、社会・経済環境の変化の中で、経営規模の拡大による生産コストの削減や地域農業の担い手の確保等に貢献することによって、大消費地に隣接した本地域の農業の持続、発展を支えるとともに、農業体験など都市農村交流の機会も提供している。

本地域は、江戸時代に用水の体系を構築・形成しながら農地開発が進展した。この経緯の中で定着した地域間の水利に関わる対抗関係が、本事業の中で用水路の二連化によって調整・解消され、関係団体が上・下流土地改良区の二つに統一された意義は大きい。

農業用水は、地域における河川の水質、生態系等の環境形成に大きな影響を持つ。本地域からの排水は中川に集められ、下流都市地域へ流下する。本地区では、非かんがい期においても環境改善につながる通水を行っており、その効果を増進するため、引き続き取組を期待したい。

今後、水田・畑作経営所得安定対策や農地・水・環境保全向上対策等の新たな取組を活用しながら、事業効果のより一層の発現が望まれる。

なお、一般論として、農業用水再編事業は必ずしも耐用年数が来たことによって施設整備を行っていないことから、今後の更新効果の計測にあたっては、注意深い検討が必要であり、評価手法の改善が望まれる。

以上です。

#### ○【第三者委員】

以上ですが、たくさん議論があったので、すべてを入れているというわけではないのですが、全体として、いかがでしょうか。細かい点でも結構です。事務局とも相談しながら、盛り込むべき内容につきましては相談させていただいています。

#### ○【事後評価委員】

少し細かいところで申しわけないですが、上から2行目の「葛西用水受益地域が」と書いてありますが利根中央用水地域は、羽生領島中領地域、葛西用水地域など、様々な地域が含まれていますから、「葛西用水」を「利根中央用水」としていただきたいと思っています。

それと、真ん中あたりの「本地域は」という段落に、「本事業の中で用水路の二連化によって調整・解消され、関係団体が上・下流土地改良区の二つに統合された」となっていて、二連化によって調整・解消され改良区が2つに統合されたと読めますが、ここは並列扱いで「解消されたり」としていただけると、わかりやすいと思います。いかがでしょうか。

#### ○【第三者委員】

これだと、その二連化によって調整・解消されて、組織的に2つに統合することができたと読めてしまうという意味ですか。

○【事後評価委員】

二連化されたことによって、2つに統合されたというように読めないかなということですか。

○【第三者委員】

書いた意図は指摘される意味のつもりではなかったのですが、そう読まれてしまうとなれば、よろしくないですね。

○【事務局】

すみません、私から補足させていただきます。二連化したのは、羽生領島中領用排水路土地改良区と葛西用水路土地改良区という2つの土地改良区の課題であり、大きく2つに統一したのは、農業用水再編事業で、下流の葛西、二郷半、金野井という3つの土地改良区が合併することができました。特に羽生領島中領は、逆に埼玉用水路の上・下流の問題を解消したことが大きく、直接の因果関係ではなく、並列の関係だと思います。

○【第三者委員】

なるほど、その解消され「たり」の意味がわかりました。

それでは、無理してその用水路の二連化ということを書かず用水路の二連化は非常に大きな部分ではあるが本事業の中での調整、つまり「地域間の水利に関わる対抗関係が、本事業の中で調整・解消され」と、「二連化」を取ってしまってよろしいでしょうか。二連化は要するに一部で、全体ではないですね。

○【事務局】

全体ではありません。

○【第三者委員】

「調整され、関係団体が上・下流土地改良区の二つに統一されるなどした」ということですね。

○【事務局】

ここも厳密に言うと群馬県側の改良区は3土地改良区あってこの2つに入っていない。そういうことがありますので、今委員長おっしゃったように、「など」という言葉を入れていただきたい



と思います。

○【第三者委員】

「調整・解消され」、それでは具体的には埼玉県側の何々用水ということですか。

○【事務局】

そこもまた厳密になってくると、左岸側にも埼玉県の改良区が1箇あり、細かくなりますので、「など」を入れていただければよいと思います。

○【第三者委員】

「など」をつけて、どこか特定なところを書いてということですね。

○【第三者委員】

「関係団体」も取ってしまってもいいのではないか。「上・下流土地改良区二つに統一されるなど」。

○【第三者委員】

いや、これは何とか用水の関係団体がと記載した方がよいと思います。

○【第三者委員】

この「利根中央」ということですか。

○【第三者委員】

「利根中央」といったら全部入ってしまうわけですね。その埼玉県側の葛西と羽生ということですね。

○【事務局】

「利根川右岸」ではいかがでしょうか。

○【第三者委員】

では、「利根川右岸の関係団体が」。

○【事務局】

そうですね、はい。

○【第三者委員】

それでは、確認します。「利根川右岸の関係団体が上・下流土地改良区の二つに統一された意義は大きい」ということで、よろしいですか。

○【第三者委員】

1つ伺ってよろしいですか。

利根中央という言葉は、この事業をもってつくられた言葉ですか。それとも昔からある言葉ですか。

○【事後評価委員】

この事業のためにつくられたものです。

○【第三者委員】

そうすると、「機能してきた利根中央」と突然、利根川左右岸と括弧して入れるのは、歴史的な用語と事業名称が同等に取り扱われるのはどうかと思います。ご検討願います。

○【第三者委員】

これは、「用水の受益地域が」と書いてあるからよろしいのではないのでしょうか。水利の研究者からすると大ざっぱに葛西用水地域と漠然と言ってしまうのですが。

○【第三者委員】

埼玉東部とかね。

○【第三者委員】

ええ。これは、先ほどのご指摘のとおり、「利根中央用水受益地域が」と一応地域全部をかぶせそこがスプロールの都市化したので、合理化事業は群馬県側も含めて一応転用が起こって、潜在的に余剰化したという理解でよろしいですね。

○【事後評価委員】

群馬県側は単純更新事業で、右岸だけが合理化事業なのですが、うまく表現するのは大変ですね。

○【第三者委員】

そこまで細かい表現するのは非常に難しく理屈から言うと単純に面積減になった部分と合理化した部分があり、合理化転用と単純転用の両方がこの事業の中に入っていると思うのですが、そこまで正確に表現しようと回りくどくなってしまうので、ここには「潜在的に余剰化した水資源について」という言い方でご了解いただけたらと思います。

○【第三者委員】

全体としては、よくまとめていただいたと思います。ただ2行目で、「葛西用水受益地域がスプロール的に都市化した」ありますが、全体が何かスプロール化してしまったような感じがしますが、都市計画があった中で一部地域がスプロールしたと思うので、「葛西用水は大都市周辺地域にあって都市化圧力が強い中で、農地が改廃していった」というような感じがいいと思いますが、文章的にどうでしょうか。

○【第三者委員】

「スプロール的に」と書きましたのは、まとまってぼんぼんと受益地が落ちていく場合は単純に水を送らなければいいため、そのままストレートに余剰水が生まれてしまいましたが、虫食的に受益地が落ちていったために、合理化事業による設備を整備しないと水資源として出てこないという状況を強調しようと思ってスプロール的にと書いたのです。

○【第三者委員】

そうですね。

○【第三者委員】

だから潜在的なのですね。

○【第三者委員】

はい、そうですね。ただ、受益面積が減少したという表現を直接書いていないので、どこかに入れておいたほうがいいですかね。

○【第三者委員】

そうですね。まとまった形では。

○【第三者委員】

「都市化し、受益面積が減少した結果」ということで。それでは「スプロールの」というのはよろしいでしょうか。

○【第三者委員】

結構です、はい。

○【第三者委員】

では、「スプロール的に都市化し、受益面積が減少した結果」と変えさせていただきます。

○【第三者委員】

あと1点、この事業がまさにそうなのですけれども、農地が改廃、どんどん減っていった結果、こういう水利再編課題が出てきたわけですが、ただこの地域にぜひ立派な農業が残っていただきたいし、大都市近郊におけるこの農業の重要性も認識されたわけです。しかし、一方で依然として都市化の圧力が強いとすれば、やはり優良農地を確保してもらいたいみたいな記述を後半の方で一文入れることはできないかそんな感じがしました。「一般論」の前あたりか、一番最後にどうですか。

○【第三者委員】

最後に、「今後」のところでいかがでしょうか。

○【第三者委員】

そうですね。

○【第三者委員】

「今後、水田・畑作経営対策」云々ですね、「等の新たな取組を活用しながら、優良農地を確保するなど」。

○【第三者委員】

はい、それでいいですね。

○【第三者委員】

「確保するなど」で「、」ということになりますか。

最後の「なお」のところ、ちょっと何か文章が余りよろしくないですが中嶋先生何かありませんか。

○【第三者委員】

ちょっとぱっと書いたのですが、「一般論として」を削除して「本事業のように」をつけて、あと「農業用水再編事業は」、「必ずしも」を消して「耐用年数がかかる前に積極的に実施するものであり、事業評価での更新効果の計測には、注意深い検討が必要であることが明らかになったので」ですかね、「今後の」あと「評価手法の改善が望まれる」。まだ直すべきかと思います。

○【第三者委員】

「本事業のように、農業用水再編事業は耐用年数がかかる前に積極的に実施するものであり」、その後が聞き取れなかったのですが、もう一回お願いできますか。

○【第三者委員】

「するものであり、事業評価での更新効果の計測に」、ちょっと待ってください。「更新効果の計測に当たっては」、ここは同じような文章ですね。「注意深い検討が必要であることが明らかになったので、今後の評価手法の改善が望まれる」。

○【第三者委員】

あと、本当に細かいことですが、2つ目のパラグラフのところに、「本地域」と「本地区」という言葉がありますが、この本地区も本地域ですね。下から3つ目のパラグラフの、「本地域からの排水は中川に集められ、下流都市地域へ流下する」で、「本地区では」なのですが、これは「地区」でよろしいですか。

○【第三者委員】

一応中川が集めている水はこの地区だけではないということで、「本地域」としたのですが。

○【第三者委員】

ほかの部分で、かなり本地域、本地域という言葉が出てまいりますが、地理的な対応関係はどうなっていますか。

○【第三者委員】

ただ「地域」と「地区」に使い分けているだけで、確かに地区、1、2、3、4番目の「このことは、将来にわたる本地域」というのは「本地区」でいいかもしれなませんね。

先ほどご指摘があった「本地域からの排水は」というのは、確かに本地区からの排水は中川に落

ちますが、受益地が入り組んでいてほかの地域から中川に水が落ちないかという、そうではなく、もっと大きく枠で囲った地域全体の水が中川へ行くものですから、ここだけは「地域」とさせていただきます、ほかは「地区」でどうですか。

○【第三者委員】

そうすると、もう一つ上のパラグラフ、今言った部分の1つ上のパラグラフが「本地域は」で始まるのですけれども、これは「本地区」ですか。

○【第三者委員】

そうですね。これは「本地区」ですね。

○【第三者委員】

これは「本地区」で。

○【第三者委員】

「本地区では」にしましょうか。

○【第三者委員】

もう一つ上のパラグラフ、順番にさかのぼっていきますが、このパラグラフの下から3番目に、「本地域の農業の持続、発展を支えるとともに」とございますが、これは「本地区」。

○【第三者委員】

これはどうしましょう。どちらでもいいような気がします。

○【第三者委員】

このパラグラフの一番上の行にも、「本地域の農業生産活動の」というのがあります。

○【第三者委員】

これは「地区」でいいと思いますね。「本地区」で。

○【第三者委員】

「地区」ですね。

○【第三者委員】

どうでしょうか、「隣接した本地域の」、農業をどこまで含めるかによりますが、ここで生産された農産物が、地区という明確に線引きされた範囲の外へ影響を及ぼすとすれば、それも含めて地域の農業と言うとすれば、これは「地域」でもいいかなと思います。へ理屈のようなものですがね。

○【第三者委員】

わかりました。

○【第三者委員】

今のところ2カ所を「地区」に直すということですね。

すみません、もう一つ先ほど藤原委員からご指摘あったところ、確かにおかしい表現になっていて、2行目のところですけども、これ先ほど「利根中央用水受益地域が」というように書きましたが、実は「機能してきた受益地域」となってしまうものですから、そこにやっぱり用水を入れないといけない。そうすると、利根中央用水というのは昔はなかったので、「機能してきた関連用水受益地域が」というようにしていただけますか。「関連用水受益地域」ですね。「関連用水の」、「の」を入れてください。これでいいと思います。

あるいは、利根中央が入っていないので寂しいということであれば、「機能してきた利根用水中央用水の関連用水が」でも結構です。

○【第三者委員】

利根中央というのは歴史的に名前がないのですから、括弧したらどうですか。今の関連用水でいいと思いますが、括弧して利根中央ではどうですか。

○【第三者委員】

そうでしょうか。

○【第三者委員】

ただ新たな歴史の1ページをつくったことにもなりますね。

○【第三者委員】

では、それでもいいです。

○【第三者委員】

江戸期以来機能してきたということで、「関連用水（利根中央用水）」とか。「利根中央用水関連用水」ではおかしいですからね。

○【第三者委員】

事務局のほう、よろしいですか。

○【事務局】

では、少しお時間いただけますか。今のご指摘を文章にして、もう一度打ち直してきたいと思えます。

（事務局で資料作成後、配布）

○【第三者委員】

今、修正案が配られましたが、いかがでしょう。

○【事務局】

それでは、私のほうで読み上げます。

（配布した修正資料を読み上げ）

本事業は、関連事業と一体的に、江戸期以来地域農業の基盤として機能してきた関連用水（利根中央用水）の受益地域がスプロール的に都市化し、受益面積が減少した結果、潜在的に余剰化した水資源について、農業水利施設の改善・合理化を通して都市用水への転用を実現するものであり、本事業はその基幹用水部分を実施したものである。

本事業の結果、農業用水の適切な管理が実現し、農業用水利用に支障を生じさせることなく水道用水への転用が実現していることは、水資源の有効利用の観点から、その主目的を十分に果たしていると評価される。

また、本事業によって旧来の農業用水路を必要水量に見合った適正な断面へ改修し、近代的な水利施設、機器等の導入を計ることによって、水路の最末端まで確実な送水が可能となり、農地への安定的な水供給を可能にした。

このことは、将来にわたる本地区の農業生産活動の基盤条件を用意するものであり、すでに、社会・経済環境の変化の中で、経営規模の拡大による生産コストの削減や地域農業の担い手の確保等に貢献することによって、大消費地に隣接した本地域の農業の持続、発展を支えるとともに、農業



体験など都市農村交流の機会も提供している。

本地区では、江戸時代に用水の体系を構築・形成しながら農地開発が進展した。この経緯の中で定着した地域間の水利に関わる対抗関係が、本事業の中で調整・解消され、利根川右岸の関係団体が上・下流土地改良区の二つに統一された意義は大きい。

農業用水は、地域における河川の水質、生態系等の環境形成に大きな影響を持つ。本地域からの排水は中川に集められ、下流都市地域へ流下する。本地区では、非かんがい期においても環境改善につながる通水を行っており、その効果を増進するため、引き続き取組を期待したい。

今後、水田・畑作経営所得安定対策や農地・水・環境保全向上対策等の新たな取組を活用しながら、優良農地を確保するなど、事業効果のより一層の発現が望まれる。

なお、本事業のように、農業用水再編事業は耐用年数がくる前に積極的に実施するものであり、事業評価での更新効果の計測にあたっては、注意深い検討が必要であることが明らかになったので、今後の評価手法の改善が望まれる。

以上です。

○【第三者委員】

いかがでしょうか。これ委員にお聞きしたほうがいいかもしれません。「水利施設、機器等の導入を計る」の「計る」は。

○【第三者委員】

「図」です。

○【第三者委員】

「図」ですね。

そのほかに何か。よろしいでしょうか。

○【事務局】

図るの部分については見え消しをまたお配りしたほうがよろしいでしょうか。

○【第三者委員】

いや、もうよろしいでしょう。

○【事務局】

はい、わかりました。

○【第三者委員】

では、委員、よろしいでしょうか。

○【第三者委員】

はい。

○【第三者委員】

それでは、これもちまして、水資源機構利根中央用水事業の事業評価ということにさせていただきます。

本日の議事はこれで終了となりますが、委員の方々あるいは事務局のほうから何かございますでしょうか。

○【事務局】

よろしいですか。事務局のほうから1点だけ。

前回もお話しいたしましたが、本日の議事概要と議事録の関係でございまして、前回の委員会と同様に、公表するまでに各委員の方々にメールまたはファクスで送付いたしまして、中身をご確認させていただきます。その後、発言者の名前を伏せた形で公表させていただきます。

事務局からは以上です。

○【第三者委員】

どうもありがとうございました。

それでは、これで議事を終わらせていただきます。委員会の運営と円滑な議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

○【事務局】

本日はまことにありがとうございました。

最後に、事後評価委員会の副委員長より閉会のごあいさつをお願いいたします。

○【事後評価委員】

閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

委員長をはじめ各委員の皆様方には、年度初めのお忙しい中、委員会にご出席をいただき、また

貴重な意見を沢山頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

各委員の皆様方それぞれに、本当にこの地域について詳しい方ばかりでしたので、大所高所からいろいろな幅広い意見を沢山頂戴いたしました。今後とも、私ども水資源機構本社、それから現場職員も含め、頂戴した意見を念頭に置いて、地域の皆さんに喜ばれるような仕事をしていきたいと思っております。

事後評価につきましては、かねてよりご説明させて頂いていますように、この後、最終的な取りまとめをさせて頂きまして、8月の末には公表させて頂きます。委員の皆様方には引き続きいろいろな形でご指導を頂戴したいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。